

産業廃棄物処理税

産業廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等を目的として、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する法定外目的税です。

★ 納める人 ★

最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。

★ 納める額 ★

最終処分場へ搬入される産業廃棄物
1トンにつき1,000円



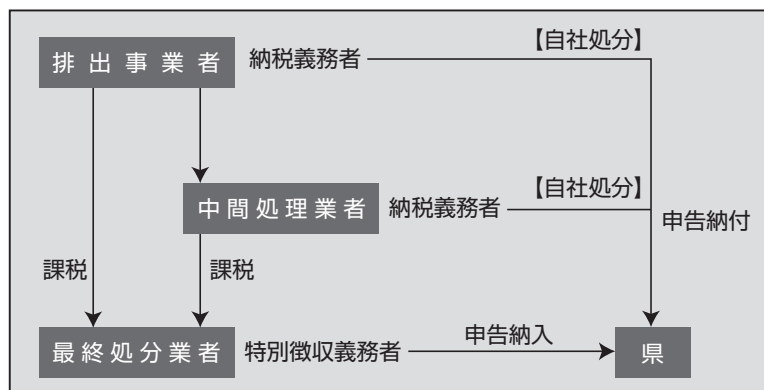
★ 申告と納税 ★

1 申告納入

最終処分業者が、産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者から、処分料金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

2 申告納付

最終処分を自ら行う排出事業者及び中間処理業者は、毎月の最終処分量を翌月末までに申告し、納税します。



★ 保健所設置市（岡山市・倉敷市）への交付 ★

産業廃棄物行政を担っている岡山市・倉敷市に、それぞれの市域から収入される税額の46.5%を交付します。

★ 使 途 ★

次の3つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進するための事業に使います。

- 1 産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」
- 2 産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」
- 3 事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」

※ 3R (①Reduce^{リデュース}：発生抑制、②Reuse^{リユース}：再使用、③Recycle^{リサイクル}：再資源化)